モデル申請書：次亜塩素酸カルシウム

本モデル申請書は、米国における中華人民共和国産次亜塩素酸カルシウムに対するＡＤ課税を求める申請書を日本の申請書フォーマットに落とし、ＡＤ課税を求める申請を検討している企業向けに修正を施すなどして参考まで作成したものであり、実際の我が国における次亜塩素酸カルシウムの製造、輸入等とは何ら関係がないことをあらかじめ申し添えます。また、申請書の数値等に一部不整合がありますが、モデルとして作成したものであるため、あらかじめご了解ください。

令和○○年○○月○○日

財務大臣 ○○○○殿

申請者

〒000-0000  
東京都○○区○○△丁目△番△号  
ABC株式会社 代表取締役社長 ○○○○

〒000-0000  
東京都□□区□□△丁目△番△号  
XYZ株式会社 代表取締役社長 □□□□

申請代理人（代理人を使用する場合）

〒000-0000  
東京都○○区○○△丁目△番△号  
○○法律事務所   
上記申請代理人弁護士 ○○○○

中華人民共和国産の次亜塩素酸カルシウムに対する  
不当廉売関税を課することを求める書面

中華人民共和国産の次亜塩素酸カルシウムについて、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があるので、不当廉売関税に関する政令第7条第1項に規定する本書面並びに不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての証拠を提出し、関税定率法第8条第4項の規定により当該次亜塩素酸カルシウムに対し不当廉売関税を課することを求める。

目　次

[1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所 1](#_Toc5182251)

[2. 不当廉売された貨物の品名、銘柄、型式及び特徴 1](#_Toc5182252)

[2-1. 不当廉売された貨物の品名 1](#_Toc5182253)

[2-2. 不当廉売された貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号 1](#_Toc5182254)

[2-3. 不当廉売された貨物の銘柄、型式及び特徴 1](#_Toc5182255)

[3. 不当廉売された貨物の供給者又は供給国 3](#_Toc5182256)

[4. 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情 3](#_Toc5182257)

[4-1. 本邦の産業が生産する不当廉売された貨物と同種の貨物 3](#_Toc5182258)

[4-2. 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明 5](#_Toc5182259)

[5. 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要 6](#_Toc5182260)

[5-1. 不当廉売された貨物の輸入の事実 6](#_Toc5182261)

[5-1-1. 正常価格 6](#_Toc5182262)

[5-1-2. 本邦向け輸出価格 7](#_Toc5182263)

[5-1-3. 不当廉売差額（ダンピング・マージン） 8](#_Toc5182264)

[5-2. 不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的損害の事実の概要 9](#_Toc5182265)

[5-2-1. 不当廉売された貨物の輸入量 9](#_Toc5182266)

[5-2-2. 不当廉売された貨物の輸入が本邦産の同種の貨物の価格に及ぼす影響 9](#_Toc5182267)

[5-2-3. 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響 10](#_Toc5182268)

[5-2-4. 因果関係 11](#_Toc5182269)

[6. 本書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由 12](#_Toc5182270)

[7. 関税定率法第8条第4項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況 13](#_Toc5182271)

[8. その他参考となるべき事項 13](#_Toc5182272)

[8-1. 不当廉売された貨物の輸入者 13](#_Toc5182273)

[8-2. 不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等 13](#_Toc5182274)

[8-3. 不当廉売された貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体 13](#_Toc5182275)

[8-4. 不当廉売された貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況 14](#_Toc5182276)

図表一覧

[図表 1　生産者及び輸出者 3](#_Toc414641278)

[図表 2　申請者の次亜塩素酸カルシウムの生産状況（2018年度） 5](#_Toc414641279)

[図表 3　輸出価格 8](#_Toc414641280)

[図表 4　不当廉売差額（ダンピング・マージン）の計算 8](#_Toc414641281)

[図表 5　輸入動向 9](#_Toc414641282)

[図表 6　価格動向 10](#_Toc414641283)

[図表 7 　損害指標 10](#_Toc414641284)

[図表 8　秘密として取り扱うことを求める事項 12](#_Toc414641285)

別紙一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 |  | 公開/非公開の別 |
| 別紙1 | 別紙1-1　ABC(株)有価証券報告書（2015年度）  別紙1-2　ABC(株)有価証券報告書（2016年度）  別紙1-3　ABC(株)有価証券報告書（2017年度）  別紙1-4　XYZ(株)有価証券報告書（2015年度）  別紙1-5　XYZ(株)有価証券報告書（2016年度）  別紙1-6　XYZ(株)有価証券報告書（2017年度） | 公開情報 |
| 別紙2 | 知り得た海外供給者一覧 | 公開情報 |
| 別紙3 | ABC株式会社製次亜塩素酸カルシウムのMSDS | 公開情報 |
| 別紙4 | 次亜塩素酸カルシウムの製造工程 | 公開情報 |
| 別紙5 | ナトリウム法の製造工程フローチャート | 公開情報 |
| 別紙6 | カルシウム法の製造工程フローチャート | 公開情報 |
| 別紙7 | 申請者の次亜塩素酸カルシウムの生産状況 | 一部非公開情報 |
| 別紙8 | World Development Report 2019 | 公開情報 |
| 別紙9 | 世界の主要な次亜塩素酸カルシウム生産者 | 公開情報 |
| 別紙10 | 申請者の製造原単位 | 一部非公開情報 |
| 別紙11 | 代替価格一覧 | 公開情報 |
| 別紙12 | 原材料に係る貿易統計データ① | 公開情報 |
| 別紙13 | 原材料に係る貿易統計データ② | 公開情報 |
| 別紙14 | 労務費に係る代替価格 | 公開情報 |
| 別紙15 | 電気料金に係る代替価格（Meralco） | 一部非公開情報 |
| 別紙16 | 水道料金に係る代替価格（Maynilad） | 公開情報 |
| 別紙17 | Mabuhay Vinyl Corporation財務情報 | 公開情報 |
| 別紙18 | 調整後の正常価格の計算 | 一部非公開情報 |
| 別紙19 | 貿易統計データ | 公開情報 |
| 別紙20 | 輸出諸掛 | 公開情報 |
| 別紙21 | Doing Business 2019: Philippines (World Bank)　調査票 | 公開情報 |
| 別紙22 | Doing Business 2019: Philippines (World Bank) | 公開情報 |
| 別紙23 | フィリピン国内トラック輸送費に係る計算書 | 公開情報 |
| 別紙24 | 中華人民共和国産次亜塩素酸カルシウムの輸入に係るPIERS Data | 公開情報 |
| 別紙25 | フィリピン国内のトラック輸送費 | 公開情報 |
| 別紙26 | 海上輸送費 | 公開情報 |
| 別紙27 | 海上保険料 | 公開情報 |
| 別紙28 | 為替レート | 公開情報 |
| 別紙29 | 中華人民共和国産次亜塩素酸カルシウムの輸入量推移 | 公開情報 |
| 別紙30 | 次亜塩素酸カルシウムの全世界輸入量・額の推移 | 公開情報 |
| 別紙31 | 国内需要量及び市場占拠率の推移 | 一部非公開情報 |
| 別紙32 | 申請者の次亜塩素酸カルシウム工場出荷価格 | 一部非公開情報 |
| 別紙33 | Lost Salesに関する情報 | 一部非公開情報 |
| 別紙34 | 申請者国内販売価格の推移 | 一部非公開情報 |
| 別紙35 | 知り得た輸入者一覧 | 公開情報 |

# 1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

本件の申請者は、ABC株式会社及びXYZ株式会社であり、所在地はそれぞれ以下のとおりである。申請者の事業内容は、いずれも次亜塩素酸カルシウムを含む、無機化成品及び有機化成品の製造及び販売である。別紙として、直近3年間の各申請者の有価証券報告書（別紙1）を提出する。

ABC株式会社

〒000-0000

東京都○○区○○△丁目△番△号

XYZ株式会社

〒000-0000

東京都□□区□□△丁目△番△号

# 2. 不当廉売された貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

## 2-1. 不当廉売された貨物の品名

次亜塩素酸カルシウム

## 2-2. 不当廉売された貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関税定率法別表の適用上の所属区分 | ： | 第2828.10号  次亜塩素酸カルシウム塩 |
| 輸入統計品目番号 | ： | 2828.10-000  次亜塩素酸カルシウム（加水分解していないアセテート基を含有するかしないかを問わない） |

ただし、他の物質との混合品（ブレンド品）又は小売用に包装されているものの場合には、以下の所属区分及び輸入統計品目番号となることがある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関税定率法別表の適用上の所属区分 | ： | 第3808.94号　消毒剤  第3808.99号　その他のもの |
| 輸入統計品目番号 | ： | 3808.94-000　消毒剤  3808.99-000　その他のもの |

## 2-3. 不当廉売された貨物の銘柄、型式及び特徴

次亜塩素酸カルシウム（英語名称：calcium hypochlorite）は、一般に白色（黄色みを帯びたものも有り）の粉末、錠剤又は粒状で販売されており、いずれも独特の塩素臭を有する。次亜塩素酸カルシウムは、固形のみでなく、液体状で販売されることもある。

次亜塩素酸カルシウムは、単一製品として販売されるほか、機能を付加するため他の物質との混合物（ブレンド品）として販売されることもある。有効塩素含量は一般に包装容器に記載されている。

次亜塩素酸カルシウムの一般的な化学式はCa(OCl)2であるが、希釈化の上、漂白剤（化学式：Ca(OCl)2･CaCl2･Ca(OH)2･2H2O）又はhemi-basic次亜塩素酸カルシウム（化学式：2Ca(OCl)2･Ca(OH)2又はCa(OCl)2･0.5Ca(OH)2）として販売されることもある。

本申請は、形状にかかわらず、次亜塩素酸カルシウムのうち、10%以上の有効塩素含量を有する単一製品又は混合物（ブレンド品）を対象とする。また、本申請の対象となる次亜塩素酸カルシウムには、上記の漂白剤及びhemi-basic次亜塩素酸カルシウムを含む。

(1)　物理的・化学的特性

次亜塩素酸カルシウムは、一般に白色（黄色みを帯びたものも有り）の粉末、錠剤又は粒状で提供されており、いずれも独特の塩素臭を有する。次亜塩素酸カルシウムは、固形のみでなく、液体状で提供されることもある。次亜塩素酸カルシウムは、常温で安定するが、国際輸送に当たっては、国連の危険物輸送に関する勧告（Recommendation on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS）により以下のとおり分類されている。

物品名： CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED or CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED MIXTURE

国連番号：UN 2880

危険物クラス：Class 5.1

容器等級：PG II

次亜塩素酸カルシウムは、様々な形状で輸入されている。2016年以前、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）からの輸入品は、概ね、バルクパッケージの粒状であったが、2017年以後、小売用の包装で粒状や錠剤の形状のものも輸入されている。

(2)　用途

本邦において、次亜塩素酸カルシウムは、主に、プールの水の塩素消毒に用いられる。この塩素消毒により、プールの水を殺菌し、ウイルスを死滅させている。

このほか、次亜塩素酸カルシウムは、水道水や工場排水の消毒、衣類や食器等の洗浄・消毒、果物や野菜の洗浄といった用途に用いられている。

(3)　販売経路

不当廉売された貨物の大部分は、当該貨物の生産者から中華人民共和国内の輸出商社及び本邦の輸入商社を経由し、本邦における産業上の使用者に販売され、小売用に包装されて最終ユーザーに販売されている。なお、貨物の一部は、本邦の輸入商社が小売用に包装し、本邦における産業上の使用者を経由せずに最終ユーザーに販売されている。

# 3. 不当廉売された貨物の供給者又は供給国

不当廉売された貨物の本邦への供給国は中華人民共和国である。

不当廉売された貨物について、申請者が知り得た中華人民共和国における生産者及び輸出者は以下のとおりである。ただし、以下の生産者及び輸出者は申請者の調査によって判明したものであり、このほかにも存在する可能性がある。

図表 1　生産者及び輸出者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 供給国 | 生産者 | 輸出者 |
| 中華人民共和国 | 一二参化学公司  五六七化学公司 | ＊＊CO.,LTD  ！！CO.,LTD |

（注）生産者及び輸出者の所在地及び連絡先は別紙2のとおり。

# 4. 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

## 4-1. 本邦の産業が生産する不当廉売された貨物と同種の貨物

本邦の産業が生産する次亜塩素酸カルシウムは、不当廉売された貨物と同様、白色（黄色みを帯びたものも有り）の粉末、錠剤又は粒状のものであり、物理的・化学的特性、用途、販売経路及び製造工程は以下のとおりである。

(1)　物理的・化学的特性

上記2-3(1)に説明した不当廉売された貨物の物理的・化学的特性と同様である。本邦の産業が生産する次亜塩素酸カルシウムの製品安全データシート（MSDS）を別紙3として提出する。

(2)　用途

上記2-3(2)に説明した不当廉売された貨物の用途と同様である。

(3)　販売経路

上記2-3(3)に説明した不当廉売された貨物と同様、専門商社を経由し、産業上の使用者及び最終ユーザー（含む消費者）に販売されているものが多い。ただし、当該貨物の一部は、生産者から産業上の使用者へ直接販売されるものもある。

(4)　製造工程

次亜塩素酸カルシウムの製造方法は、ナトリウム法とカルシウム法の二通りがある。一般にナトリウム法の方が、高い有効塩素含量を有する次亜塩素酸カルシウムを製造できる。製造方法には様々なヴァリエーションがあるが、基本的な部分はナトリウム法もカルシウム法も共通である（別紙4参照）。中華人民共和国の次亜塩素酸カルシウム生産者は、両方の製造方法を用いているが、本邦に輸入される次亜塩素酸カルシウムの大部分は、本邦生産者と同様、ナトリウム法を用いて製造されたものである。

①　ナトリウム法

ナトリウム法は、苛性ソーダ（NaOH）と消石灰（Ca(OH)2）と塩素（Cl2）を反応させる。基本的な反応式は以下のとおり。

Ca(OH)2 + 2Cl2 + 2NaOH　→　Ca(ClO)2＋＋2H2O＋2NaCl

ナトリウム法の基本的な製造プロセスは、以下のとおり。

ステップ1：苛性ソーダと塩素から次亜塩素酸ナトリウム（NaOCl）溶液を合成する。合成を制御するため、苛性ソーダと塩素の量は慎重にモニタリングする必要がある。なお、副産物として塩化ナトリウム（NaCl）及び水（H2O）も合成される。

ステップ2：次亜塩素酸ナトリウム溶液を消石灰と反応させ、2度目の塩素化工程を経て、次亜塩素酸カルシウムのペーストを合成する。

ステップ3：次亜塩素酸カルシウムのペーストをろ過し、次亜塩素酸カルシウムの塊を得る。乾燥機で次亜塩素酸カルシウムの塊を乾燥させ、粒状又は粉末状にする。その後冷却、圧縮、破砕して、規格に適合する粒径の生成物を得る。規格に適合しない粒径の生成物は、この段階でスクリーニングされ、リサイクルされる。

ステップ4：規格に適合する粒径の生成物は、粒状の次亜塩素酸カルシウムとして販売用に包装され、他の物質と混合され、又は錠剤にされる。この方法により生成する次亜塩素酸カルシウムは、一般に約68%の有効塩素含量を有する。

ナトリウム法による製造工程のフローチャートを別紙5として提出する。

②　カルシウム法

中華人民共和国の次亜塩素酸カルシウム生産者の中には、カルシウム法を使用する者もある。カルシウム法は、消石灰（Ca(OH)2）と塩素（Cl2）を反応させる。基本的な反応式は以下のとおり。

2Ca(OH)2 + 2Cl2　→　Ca(ClO)2＋CaCl2＋2H2O

カルシウム法の基本的な製造プロセスは、以下のとおり。

ステップ1：消石灰と塩素を混合し、hemi-basic次亜塩素酸カルシウムの結晶を合成する。

ステップ2：ステップ1で得られたhemi-basic次亜塩素酸カルシウムの結晶をろ過又は遠心分離することにより、塩化カルシウム（CaCl2）を除去し、hemi-basic次亜塩素酸カルシウムの結晶を乾燥させて、次亜塩素酸カルシウムを合成する。この方法により生成する次亜塩素酸カルシウムは、約60%の有効塩素含量を有する。

カルシウム法による製造工程のフローチャートを別紙6として提出する。

(5)　不当廉売された貨物との同種性

上記のとおり、不当廉売された貨物と本邦の産業が生産する次亜塩素酸カルシウムは、物理的・化学的特性、用途、販売経路及び製造工程が概ね同じであり、代替性を有している。したがって、本邦の産業が生産する次亜塩素酸カルシウムは不当廉売された貨物と同種の貨物である。

## 4-2. 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明

申請者は、上記次亜塩素酸カルシウムを生産・販売している本邦次亜塩素酸カルシウム産業を構成する全3社のうちの2社であり、その2018年度の次亜塩素酸カルシウム生産量の合計は、本邦次亜塩素酸カルシウム総生産量の75%を占める。

よって、申請者は不当廉売関税に関する政令第5条第1項に定める「本邦の産業に利害関係を有する者」に該当する。

図表 2　申請者の次亜塩素酸カルシウムの生産状況（2018年度）

|  |  |
| --- | --- |
| 国内総生産量（千MT） | 400 |
| 申請者の生産量合計（千MT） | 300 |
| 国内総生産量に占める申請者の生産量の割合 | 75% |

（出所：別紙7）

なお、申請者は、不当廉売された貨物の供給者又は輸入者との間に、不当廉売関税に関する政令第4条第2項各号に掲げられている関係は有していない（別紙1の有価証券報告書参照。）。また、不当廉売された貨物を申請日の６か月前の日以降に輸入していない。

# 5. 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要

## 5-1. 不当廉売された貨物の輸入の事実

### 5-1-1. 正常価格

(1)　正常価格の基礎とする価格

中華人民共和国を原産地とする輸入貨物については、当該輸入貨物の生産者が、当該輸入貨物と同種の貨物を生産している中華人民共和国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における消費に向けられる当該輸入貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、当該供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は当該輸入貨物の原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格」（不当廉売関税に関する政令第2条第1項第4号、同第3項）を関税定率法第8条第1項の正常価格とすることができる。

申請者は、中華人民共和国と近い経済発展段階にあり、一定規模の次亜塩素酸カルシウムの生産者が存在するフィリピンを「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」とした。一人当たりのGNI（Gross National Income）に係る情報として、直近の世銀報告書（World Development Report）を別紙8として、世界の主要な次亜塩素酸カルシウム生産者のリストを別紙9として提出する。

申請者は、次亜塩素酸カルシウムをAB県CD町において生産しており、当該工場における次亜塩素酸カルシウムの製造工程は、上記4-1(4)①記載のとおりであり、次亜塩素酸カルシウムには世界的に標準となる製造工程があるため、本邦に輸入される中華人民共和国の次亜塩素酸カルシウムの製造者の製造工程と同様であると考えられる。また、この製造工程における申請者の生産能力、原材料及び技術は、中華人民共和国の製造業者と同等と考えられる。

したがって、申請者は、自身の製造原単位を生産費の算定に用い、各生産要素に係る代替価格としてフィリピンの価格を用いて、次亜塩素酸カルシウムをフィリピンで生産した場合の生産費を算定し、これに販売費、一般管理費及び利潤を加えた構成価格を算出して、正常価格とした。

申請者の製造原単位を別紙10として、また、代替価格として使用したフィリピンの価格に係る一覧表を別紙11として、それぞれ提出する。なお、正常価格算定に係る対象期間（原則として1年間）は、2018年4月1日から2019年3月31日とした。

(2)　各生産要素の代替価格等調整に関する情報

①　原材料費

原材料に係る代替価格を得るため、申請者は、2018年4月から2019年3月までの1年間分について、フィリピンの貿易統計の輸入データを入手した。当該輸入データを別紙12に提出する。申請者は、当該輸入データから、非市場経済国からの輸入、幅広く輸出補助金を交付している国からの輸入及び輸出国が特定されない輸入を除外した。当該データを別紙13に提出する。

②　労務費

最近の調査当局の慣行に従い、最新公開データを用いて算出した。同データは、国際標準産業分類の2桁ベースで賃金データを得ることができる。別紙14に当該データを提出する。

③　電気料金、水道料金

電気料金の代替価格は、マニラ・エレクトリック・カンパニー（Meralco）が設定している産業用電力価格に基づいている。水道料金は、Maynilad水道会社の水道料金に基づいている。それぞれのデータを別紙15及び16として提出する。

④　製造間接費、一般管理費及び利潤

申請者は、製造間接費、一般管理費及び利潤を、調査対象貨物である次亜塩素酸カルシウムに類似する次亜塩素酸カルシウムのフィリピンにおける製造者であるMabuhay Vinyl Corporationの最新の監査済み財務諸表に基づいて算出した。当該資料を別紙17として提出する。

(3)　調整後の正常価格

以上から、調整後の正常価格は、1kg当たり238円と算出された（別紙18参照）。

### 5-1-2. 本邦向け輸出価格

(1)　輸出価格の基礎とする価格

申請者は、調査対象期間における輸出価格の基礎として、調査対象期間に中華人民共和国から本邦に輸入された次亜塩素酸カルシウムの取得価格（CIFベース）を輸入貿易統計により算出した。別紙19に当該データを提出する。中華人民共和国産次亜塩素酸カルシウムの月別輸入価格は、調査対象期間において、〇〇〇円／kg（2018年〇月）から〇〇〇円／kg（2018年〇月）の間であり、加重平均すると153円／kgであった。

(2)　控除すべき経費等

上記取得価格はCIF価格であることから、申請者は、以下の経費を控除した。

①　輸出諸掛（荷役・通関諸費用等）（別紙20、別紙21）

②　輸出国内輸送費（製造工場から輸出港までの外国内陸の貨物輸送費）（別紙22、別紙23、別紙24、別紙25）

③　海上輸送費（別紙26）

④　海上保険料（別紙27）

また、正常価格と比較するために、中華人民共和国の人民元建ての価格を円建てに換算する際には、△△発行の為替相場表の為替レートを使用した（別紙28）。

(3)　調整後の輸出価格

以上より、調整後の輸出価格は次のとおりである。

図表 3　輸出価格

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 月 | 輸入価格  (円/kg) | 輸出諸掛  （荷役・通関諸費用等）  (円/kg) | 輸出国内輸送費  (円/kg) | 国際運賃  (円/kg) | 国際保険料  (円/kg) | 調整後の輸出価格  (円/kg) |
|  |  | a | b | c | d | e | f= a-b-c-d-e |
| 月別加重平均価格 | 2018-04 | 154.50 | 4.15 | 48.41 | 14.03 | 0.14 | 87.77 |
| 2018-05 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 2018-06 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 2018-07 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 2018-08 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 2018-09 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 2018-10 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 2018-11 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 2018-12 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 2019-01 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 2019-02 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 2019-03 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 調査対象期間平均 | | 153.91 | 4.15 | 48.41 | 13.45 | 0.13 | 87.77 |

### 5-1-3. 不当廉売差額（ダンピング・マージン）

上記「5-1-1正常価格」に基づき算出される調整後の正常価格及び「5-1-2本邦向け輸出価格」に基づき算出される調整後の輸出価格から、下表のとおり不当廉売差額（ダンピング・マージン）及び不当廉売差額率（ダンピング・マージン率）を算出した。

図表 4　不当廉売差額（ダンピング・マージン）の計算

|  |  |
| --- | --- |
| ① 正常価格（調整後） | 238.00 |
| ② 本邦向け輸出価格（調整後） | 87.77 |
| ③ 不当廉売差額（ダンピング・マージン）　[①－②] | 150.23 |
| ④ 不当廉売差額率（ダンピング・マージン率）［③／②×100］ | 171.16% |

以上から、中華人民共和国産の次亜塩素酸カルシウムは、不当廉売差額率（ダンピング・マージン率）171.16%で本邦の市場にダンピング輸入されている。

## 5-2. 不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的損害の事実の概要

### 5-2-1. 不当廉売された貨物の輸入量

本邦の次亜塩素酸カルシウム市場における国内需要量は、2016年度が754千MT、2017年度が758千MT、2018年度が765千MTである。この本邦市場に対し、中華人民共和国からの輸入量の総輸入量に占める割合は、2016年度が81.7%、2017年度が85.9%、2018年度が92.3%と著しく増加した。また国内需要量に占める中華人民共和国からの輸入の割合は、2016年度が28.5%、2017年度が34.7%、2018年度が57.6%となり、本邦市場においてその市場占拠率を拡大した（別紙29、別紙30、別紙31）。

図表 5　輸入動向

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 単位 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |  |
| 対2016年度比 |
| 全世界輸入量 | (千MT) | 263 | 306 | 478 | +81.7% |
| 中華人民共和国からの輸入量 | (千MT) | 215 | 263 | 441 | +105.1% |
| 全世界輸入量に占める中華人民共和国からの輸入量の割合 | （%） | 81.7% | 85.9% | 92.3% | +10.6ﾎﾟｲﾝﾄ |
| 国内需要量 | (千MT) | 754 | 758 | 765 | +1.5% |
| 国内需要量に占める中華人民共和国産品の市場占拠率 | （%） | 28.5% | 34.7% | 57.6% | +29.1ﾎﾟｲﾝﾄ |

（出所：別紙29、別紙30、別紙31）

### 5-2-2. 不当廉売された貨物の輸入が本邦産の同種の貨物の価格に及ぼす影響

不当廉売された貨物の国内販売価格については貿易統計に基づく輸入価格（CIFベース）を用いた。当該価格と販売段階を合わせるため、本邦産の同種の貨物については申請者の工場出荷価格情報（別紙32）に基づいた。

2016年度頃までは平均単価180円／kg程度で推移していた国産品の国内販売価格が、中華人民共和国産の不当廉売された貨物の輸入の影響を受けて2017年度頃から急速に値を下げ始めた。2018年度は更に価格差が開くとともに、国産品の販売価格は引き続き下落傾向にある。

上記の価格の下落は、産業上の使用者から、不当廉売輸入された安価な貨物の価格を引き合いに値下げを要求され、対応を余儀なくされていたために生じたものである。具体的には、本邦の産業が主に販売している次亜塩素酸カルシウムの単一製品（粒状のもの）の国産品の国内販売価格は、2017年度は172円/kg程度で推移していたところ、取引先から、中華人民共和国産の不当廉売輸入された貨物の価格は150円/kgであるため同等の価格まで引き下げるよう求められ（別紙33、別紙34）、生産量を維持するために販売量を確保しようと値下げしたことから、国産品の国内販売価格は2018年度には168円/kgに下落した。

図表 6　価格動向

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |  |
| 対2016年度比 |
| 国産品の国内販売価格 | (円/kg) | 180 | 175 | 173 | ▲3.9% |
| 中華人民共和国産品の国内販売価格 | (円/kg) | 165 | 158 | 154 | ▲7.1% |
| 国産品と中華人民共和国産品の国内販売価格差額 | (円/kg) | 15 | 17 | 19 | ＋26.7% |
| 国産品と中華人民共和国産品の国内販売価格差率 | （%） | 8.3 | 9.7 | 11.0 | ＋32.5ﾎﾟｲﾝﾄ |

（出所：貿易統計、別紙32）

### 5-2-3. 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

前節で示した不当廉売された貨物の急激な輸入量の増加と価格引下げにより、本邦産の同種の貨物の販売量が減少し、販売価格が引き下げられている。2018年度には円安により本邦産の同種の貨物の製造原価が上昇したが、不当廉売された貨物はむしろ価格を引き下げたため、本邦の産業は、かかる製造原価の上昇分の一部しか販売価格に転嫁することができず、更に販売量、市場占拠率は減少した。その結果、2018年度には売上高が売上原価を下回り、利潤は営業赤字、経常赤字となった。また、かかる状況は、本邦の産業における生産高の減少、稼働率の低下、期末在庫の増加を招き、これに伴い、投資収益率、営業キャッシュフロー、雇用、賃金、成長も悪化した。

これらの経済指標から、不当廉売された貨物の輸入の影響により本邦の産業は実質的な損害を被っている状況にあることが示されている。

図表 7 　損害指標

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 単位 | 2016 | | 2017 | 2018 | |
|  | 対2016年比 |
| 国産品の国内販売量 | | 千MT | 539 | | 495 | 324 | ▲39.9% |
| 国産品の市場占拠率  [国産品の国内販売量/国内需要量] | | % | 71.5% | | 65.3% | 42.4% | ▲29.1ﾎﾟｲﾝﾄ |
| 国産品の自家消費量 | | (千MT) | 100 | | 97 | 98 | ▲2% |
| 国産品の国内販売額 | | (百万円) | 80 | | 70 | 40 | ▲50% |
| 国産品の自家消費額 | | (百万円) | 17 | | 17 | 16 | ▲5% |
| 売上高（国内販売額＋自家消費額） | | 百万円 | 97 | | 87 | 56 | ▲42% |
| 利潤（利益） | 営業利益 | 百万円 | 9.7 | | 4.9 | ▲3.1 | 正→負 |
| 経常利益 | 百万円 | 8.2 | | 3.3 | ▲2.7 | 正→負 |
| 生産高（量） | | 千MT | 786 | | 693 | 603 | ▲23.3% |
| 生産性 | [生産量/雇用] | 千MT/人 | 8.73 | | 7.97 | 7.54 | ▲13.6% |
| 投資 | 設備投資額  [該当貨物部分] | 百万円 | 15 | | 15 | 13 | ▲13.3% |
| 投資率　[上記投資額/全社投資額] | % | 7.4 | | 4.3 | 1.6 | ▲5.8ﾎﾟｲﾝﾄ |
| 投資収益 | [営業利益/設備投資額] | % | 14.2 | | 5.9 | ▲9.8 | ▲24.0ﾎﾟｲﾝﾄ |
| [経常利益/設備投資額] | % | 11.5 | | 8.2 | ▲6.8 | ▲12.1ﾎﾟｲﾝﾄ |
| 操業度（稼働率） | | % | 98.3 | | 86.6 | 75.4 | ▲22.9ﾎﾟｲﾝﾄ |
| [生産量/生産能力 (800千MT)] | |
| キャッシュフロー（営業） | | 百万円 | 90 | | 87 | ▲18 | ▲108 |
| 期末在庫 | | 千MT | 期首 | 期末 | 158 | 118 | ＋10.3% |
| 10 | 107 |
| 雇用 | | 人 | 90 | | 87 | 80 | ▲11.1% |
| 賃金 | | 千円/月・人 | 335 | | 330 | 325 | ▲3% |
| 成長 | | 生産設備の停止、研究開発費の抑制など成長の見込みは鈍化傾向にある。 | | | | | |
| 資金調達能力 | | 新規設備投資の抑制が認められるなど資金調達能力は低下傾向にある。 | | | | | |

（出所：ABC(株)、XYZ(株)資料）

### 5-2-4. 因果関係

#### 5-2-4-1. 不当廉売された貨物の輸入による影響

5-2-1.、5-2-2.及び5-2-3.で述べたとおり、不当廉売された貨物の輸入量の急増及び価格の引下げにより本邦産の同種の貨物の販売量、市場占拠率及び販売価格が下落した。現に、産業上の使用者からは、不当廉売輸入された安価な貨物の価格を引き合いに値下げ要求が行われている（別紙33、別紙34参照）。これらの事実は、本件不当廉売された貨物の輸入と本邦の産業の実質的な損害に因果関係があることを十分に示している。

#### 5-2-4-2. 不当廉売された貨物の輸入以外の要因による影響

本邦の産業の状況に影響を与え得る他の要因として、第三国輸入及び自家消費の変動が考えられる。しかし、次に述べるとおり、いずれも、本邦の産業の状況に影響を与えているものではない。

(1)　 第三国輸入

次亜塩素酸カルシウムの購入者は、販売価格を第一として購入先を決定する。中華人民共和国産以外の輸入品については、貿易統計から国内販売価格を求めたところ、不当廉売された貨物及び本邦産の同種の貨物の価格を常に上回っている。この事実は、本邦産の同種の貨物の価格を引き下げていたのは不当廉売された貨物の輸入であり、第三国からの輸入ではないことを示している。また、輸入量においても、2016年の48千MTから2018年には22.9%減少して37千MTとなり、市場占拠率も4.8%まで減少している。よって、第三国輸入は、本邦産の同種の貨物の販売量にも悪影響を与えているものではない。

(2)　自家消費の変動

別紙○に示したとおり、2016年から2018年の間で自家消費量に顕著な変動はない。他方、自家消費価格及び自家消費額は2016年以降減少したが、かかる減少は、不当廉売された安価な貨物の影響を受けている商品市場価格を適用したことによるものである。したがって、自家消費の変動が本邦の産業の状況に悪影響を与えているものではない。

# 6. 本書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

次の理由により、本書面に記載された事項の一部又は証拠の一部を秘密として取り扱うことを求める。

図表 8　秘密として取り扱うことを求める事項

|  |  |
| --- | --- |
| 秘密として取り扱うことを求める部分 | 理由 |
| 本申請書xxページの表中の本邦の同種の産品の出荷量 | 申請者の販売の状況を示す営業上の秘密情報であり、かかる情報が公表されると、申請者は、競争上、不利な状況に置かれる。当該情報は本邦の産業の合計値であるが、申請者は2社であるため、かかる情報を開示することは、一方の申請者のデータを他方の申請者に開示してしまうこととなる。したがって、実数を開示することはできない。 |
| 本申請書xxページの表中の市場占拠率 | 中華人民共和国産及び第三国産の輸入量は公開情報であるため、いずれかの市場占拠率を開示すると、本邦の同種の産品の出荷量を計算することができるため、秘密の取扱いを要する。 |
| 本申請書の添付資料xx | 申請者の取引先から入手した情報で、当該者の購入価格、供給先などの営業上の秘密情報であり、当該者の名称を含め、申請者が機密を保持することを条件として入手したものである。かかる情報が公表されると、申請者及び当該者は、競争上、不利な状況に置かれるばかりでなく、当該情報に関係する事業の継続が難しくなるため、秘密の取扱いを要する。 |

# 7. 関税定率法第8条第4項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

上記4-2記載のとおり、申請者は、次亜塩素酸カルシウムを生産・販売している本邦次亜塩素酸カルシウム産業を構成する全3社のうちの2社であり、その2018年度の次亜塩素酸カルシウム生産量の合計は、本邦次亜塩素酸カルシウム総生産量の75%を占める。したがって、不当廉売関税に関する政令第7条第1項7号及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン5.(3)に定める支持の状況に係る要件を満たしている。

# 8. その他参考となるべき事項

## 8-1. 不当廉売された貨物の輸入者

申請者が知り得た全ての本邦の輸入者を別紙35に示す。当該輸入者は申請者の調査により判明したものであり、このほかにも存在する可能性がある。

## 8-2. 不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等

不当廉売された貨物と同種の貨物である次亜塩素酸カルシウムの本邦における生産者は、申請者のほかに1社あるが、団体は存在しない。当該生産者の名称及び住所は以下のとおり。

□□株式会社

〒000-0000

栃木県○○市○○△丁目△番△号

## 8-3. 不当廉売された貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体

申請者の知り得た次亜塩素酸カルシウムの産業上の使用者は○社あり、その団体は○団体ある。それらの者の名称及び住所等は以下のとおり。

・産業上の使用者

株式会社○○　北海道○○市○○○町7 　Tel 011－○○○－○○○○

△△有限会社　沖縄県△△市△△△町8 　Tel 098－△△△－△△△△

・団体

社団法人○○ 大阪府大阪市○○○区9 　Tel 06－○○○○－○○○○

△△△業協会 京都府京都市△△△町0 　Tel 075－△△△－△△△△

## 8-4. 不当廉売された貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況

本邦における次亜塩素酸カルシウムの貿易救済措置の事例はないが、申請者の知る限り、他国における不当廉売関税の調査等状況は次のとおりである。

米　国

* 不当廉売措置

2019年1月7日：調査開始

2019年3月2日：ITCが実質的損害を認定する仮決定を発出

2019年○○月現在、調査中